



光多 長温

都市化研究公室理事長

今回は、官民連携スキームと会計法との関係について考えてみたい。

従来の公共発注では、官が詳細設計を描いてこれの建設等を民間に発注させる「仕様発注」スキームが主流であった。こ

れに対して、官民連携事業スキームでは、目的とする公共サービスを民間企業等の発注で実現する「性能発注」が基本となる。民間企業は、設計・建設・ファイナンス・運営・維持管理等の各ステップで、民間企業の経営力・技術力を発揮して官が行うよりも効率的・効果的に事業を実現する。「仕様発注」の考え方で価格に

法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が、1998年国会に上程されたスキームは、一般競争入札・指名競争入札を基本とし、これになじまな

（明治22）年施行の「会計法」において、任意契約を認める。すなわち、「契約の性質又は交渉権者と一定の条件先」の事業をライファイナル単位で統合して競争にかけるが、会計法の思想は、1889年制定の仕様発注をベースとする会計法（おおよそこれを反映した地方自治法）がベースであり、PFI事業として、PFI事業スキームを会計法上に位置付けるかの擦り合わせが行われた。しかし、

に会計法体系に位置付けられるかである。当初は水と油の関係に近かったが、PFI事業の中で比較的に仕様発注に類似している「総合評価一般競争入札方式」は会計法設計・建設・管理等の個々の事業をライファイナル単位で統合して競争にかけるが、会計法の思想は、1889年制定の仕様発注をベースとする会計法（おおよそこれを反映した地方自治法）がベースであり、PFI事業として、PFI事業スキームを会計法上に位置付けるかの擦り合わせが行われた。しかし、

「仕様発注」の考え方で価格に基本とする会計法体系（最低価格落札等の厳格な規定がなされていく、結局、コンサルタント選定等で行われていた

問からの提案を求め、これを評価して事業者を選定するPFI事業と会計法とは全く相反する体系であったとも言えよう。まずPFI事業をいかに

るのか、現実には、公共調達法を検討する段階に来ているのかもしれない。

公共調達考Ⅱ